

令和3年度第2回経営審議会議事録

経営審議会（以下「審議会」という。）への上程があったものとみなされる日

令和3年12月10日

審議会の決議があったものとみなされる日

令和3年12月17日

審議会の決議があったものとみなされた事項の提案者

理事長 藤澤 肇

審議会の決議があったものとみなされた事項

第1号議案 公立大学法人尾道市立大学非常勤教職員就業規則の一部改正について

第2号議案 公立大学法人尾道市立大学教職員の勤務時間、休暇等に関する規程の一部改正について

議事録の作成に係る職務を行った役員

理事長 藤澤 肇

議決権を有する委員の数 6名

同意した委員の総数 6名

第1号議案 公立大学法人尾道市立大学非常勤教職員就業規則の一部改正について

非常勤教職員就業規則の一部改正については、別添（案）のとおりである。

第2号議案 公立大学法人尾道市立大学教職員の勤務時間、休暇等に関する規程の一部改正について

教職員の勤務時間、休暇等に関する規程の一部改正については、別添（案）のとおりである。

令和3年12月10日、理事長藤澤肇が経営審議会委員（以下「委員」という。）の全員に対して、上記のとおり公立大学法人尾道市立大学非常勤教職員就業規則の一部改正及び公立大学法人尾道市立大学教職員の勤務時間、休暇等に関する規程の一部改正について提案書を発し、当該提案につき令和3年12月17日までに委員の全員から書面

により同意の意思表示を得たので、定款第20条第1項第8号に規定する審議事項について、当該提案を承認可決する旨の経営審議会の決議があったものとみなされた。

以上のとおり、経営審議会への上程及び経営審議会の決議があったものとみなされた事項を明らかにするため、この議事録を作成し、議事録の作成に係る職務を行った役員が次に記名押印する。

令和3年12月17日

広島県尾道市久山田町1600番地2
公立大学法人尾道市立大学 経営審議会

議長 藤澤 豪

